

# 兵庫県公報

令和7年11月4日 火曜日 第666号

発行人  
兵 庫 県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目 次

### 告 示

ページ

- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の指定（地域福祉課） ..... 1
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の廃止及び変更の届出（同） ..... 2
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の指定（同） ..... 3
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の名称等の変更の届出（同） ..... 3
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定施術機関の指定（同） ..... 3
- 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（水大気課） ..... 4
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課） ..... 4
- 同 上（同） ..... 5
- 道路の位置指定（中播磨県民センター） ..... 5
- 重要調整池に係る検査の結果（同） ..... 6

### 公 告

- 地域森林計画の一部変更の案の縦覧（林務課） ..... 6
- 大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（都市計画課） ..... 8
- 同 上（同） ..... 8
- 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（東播磨県民局） ..... 9
- 同 上（同） ..... 9
- 同 上（中播磨県民センター） ..... 9
- 同 上（同） ..... 9

### 病院局公告

- 隨意契約の相手方等の公示 ..... 10

### 教育委員会告示

- 博物館の登録 ..... 11

### 正 誤

- 令和7年10月21日付け兵庫県公報第662号中 ..... 11

## 告 示

### 兵庫県告示第982号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療を担当する機関を次のとおり指定した。

令和7年11月4日

兵庫県知事 齋藤元彦

## 指定医療機関

名 称	所在地	指定年月日
医療法人翔徳会 打出整形外科	芦屋市春日町7—3 サンクレール芦屋101	令和7年9月1日
芦屋こころクリニック	同 市大原町5—19芦屋大原町医療ビル3F	同
かしはらクリニック	伊丹市南野4—12—3	同 年10月1日
ゆうあい薬局	同 上	同
ルカ在宅クリニック	加古川市別府町西脇111—12 ルナハイツ1階西	令和7年9月1日
ゆりのき薬局尾上店	同 市尾上町長田517—47	同
みさき内科リウマチ・関節炎クリニック	小野市黒川町1763	令和7年10月1日
訪問看護ステーション HOME de CARE ねこの手	同 市中町431—1	同 年9月19日
河本歯科医院	朝来市新井129	同 年9月1日
森崎耳鼻咽喉科医院	たつの市神岡町西鳥井95	同
ゴダイ薬局 龍野北店	同 市龍野町島田671—1	令和7年10月1日
寺内歯科医院	加古郡播磨町北野添1—11—5	同

~~~~~

## 兵庫県告示第983号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、次の指定医療機関から廃止及び変更の届出があった。

令和7年11月4日

兵庫県知事 斎 藤 元 彦

## 1 廃止の届出があった指定医療機関

| 名 称         | 所在地                     |
|-------------|-------------------------|
| ふくおか整形外科    | 芦屋市春日町7—3—101           |
| ルークス芦屋クリニック | 同 市大原町8—2 むービル2F        |
| 繁治医院        | 伊丹市南野北3—1—32            |
| 足立こどもクリニック  | 同 市荻野西2—1—37            |
| ルカ在宅クリニック   | 加古川市別府町西脇111—12 ルナハイツ1階 |
| ゆりのき薬局尾上店   | 同 市尾上町長田517—47          |
| ほうでん調剤薬局    | 同 市西神吉町岸152—9—2         |
| つなぐ薬局柏原店    | 丹波市柏原町柏原字深田1399—1       |
| 河本歯科医院      | 朝来市新井129                |
| 森崎耳鼻咽喉科医院   | たつの市神岡町西鳥井95            |
| 本窪田歯科医院     | 同 市龍野町富永747—3           |

## 2 名称等の変更の届出があった指定医療機関

| 名 称           | 所在地                   | 変更内容    |
|---------------|-----------------------|---------|
| すがはらクリニック     | 伊丹市鴻池3-4-3 グランベルデ鴻池1A | 名称及び開設者 |
| わたや薬局 陸本町店    | 相生市陸本町1164-7          | 開 設 者   |
| いおり訪問看護ステーション | 加東市下滝野1-136 フルール滝野202 | 名 称     |

~~~~~

## 兵庫県告示第984号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当する機関を次のとおり指定した。

令和7年11月4日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

## 指定介護機関

名 称	所在地	開設者	開設者所在地	指定年月日
弓倉歯科医院	伊丹市西台1-2-10	弓倉 佳葉	伊丹市西台1-2-10	令和7年8月1日
ライフォート赤穂薬局	赤穂市加里屋駅前町65-17	株式会社ココカラファインヘルスケア	神奈川県横浜市港北区新横浜3-17-6	令和7年9月1日

~~~~~

## 兵庫県告示第985号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定介護機関から名称等の変更の届出があった。

令和7年11月4日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

## 名称等の変更の届出があった指定介護機関

| 名 称                              | 所在地                     | 開設者         | 開設者所在地        | 変更内容  |
|----------------------------------|-------------------------|-------------|---------------|-------|
| 一般財団法人仁明会<br>訪問看護ステーション<br>はんず芦屋 | 芦屋市平田北町2-3<br>アン・アシヤ202 | 一般財団法人仁明会   | 西宮市甲山町53-20   | 所在地   |
| 定期巡回こみなみ小野                       | 小野市市場町255               | 株式会社こみなみ    | 小野市市場町255     | 同 上   |
| 篠山東デイサービスセンター                    | 丹波篠山市小田中172-1           | 医療法人社団紀洋会   | 丹波篠山市東吹1015-1 | 事業者名称 |
| いおり訪問看護ステーション                    | 加東市下滝野1-136             | 株式会社M. Y. D | 加東市東垂水284-1   | 同 上   |

~~~~~

## 兵庫県告示第986号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国し

た中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、施術を担当する機関を次のとおり指定した。

令和7年11月4日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

指定施術機関

施術者の氏名	施術所名及び所在地	指定年月日
木戸 雅博	木戸鍼灸院 芦屋市三条町10—4	令和7年9月3日

~~~~~

#### 兵庫県告示第987号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

令和7年11月4日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 指定する区域

加東市南山六丁目6番8の一部

2 特定有害物質の名称

砒素及びその化合物

~~~~~

#### 兵庫県告示第988号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、西播磨県民局龍野土木事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。

令和7年11月4日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

## 指定区域

区域名	市郡名	区町名	町大字名	小字名	地番
出石	宍粟市		山崎町須賀澤	樋ノ本 古 町 上大坪	37番の一部 63番、63番1、64番から66番まで、71番、72番、 87番、94番2、96番1、96番2、97番、98番、 99番1、99番2、100番1、100番2、102番、 103番、104番1から104番3まで、105番2、 106番、106番1、106番2、110番1、111番1、 111番2、112番、114番、129番1の一部、129 番2、129番3、129番19、129番20の一部、129 番21、129番22、130番1、130番2、131番1、 131番2、132番1から132番3まで、132番4の 一部、132番6の一部、132番9、132番10、132 番11の一部、114番地先の無番地、130番1か ら130番2に至る地先の道路敷、114番から131 番1に至る地先の水路敷 133番、134番1、134番2の一部、135番1、135 番2の一部、136番、137番1、137番2、138番 1、138番2、139番の一部、136番地先の無番 地、135番1から137番1に至る地先の道路敷 の一部、135番1から137番1に至る地先の水 路敷の一部、139番地先の水路敷の一部

~~~~~

## 兵庫県告示第989号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、但馬県民局豊岡土木事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

令和7年11月4日

兵庫県知事 齋藤元彦

## 指定区域

| 区域名 | 市郡名 | 区町名 | 町大字名  | 小字名         | 地番                                                                                                                                                                                                                            |
|-----|-----|-----|-------|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 上野  | 豊岡市 |     | 出石町上野 | 大ツヘ<br>百合川原 | 24番の一部、25番の一部、26番2の一部、27<br>番、28番、29番1の一部、29番2の一部、30<br>番の一部<br>116番1の一部、117番1、118番1、119番か<br>ら121番まで、122番1、122番2、123番1、<br>123番2、124番1、124番3、125番1から125<br>番3までの各一部、123番1地先の道路敷、<br>124番3地先の道路敷、116番1から124番1<br>に至る地先の水路敷の一部 |

~~~~~

## 兵庫県告示第990号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。  
その関係図書は、中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課において縦覧に供する。

令和7年11月4日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

指 定 番 号	指定年月日 (令和年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第R07中播位置 0002号	7.10.15	揖保郡太子町馬場字樽丸36番の一部、36番地 先水路 同 郡同 町馬場字下不毛113番1 地先水路	6.00 6.00	32.67 13.93

**兵庫県告示第991号**

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第13条第2項の規定により、次の重要調整池について、同条例第11条第2項の技術的基準に適合することを確認した。

令和7年11月4日

中播磨県民センター長 井 野 健三郎

## 1 重要調整池の所在地

神崎郡市川町浅野字西山515-116 他17筆

## 2 重要調整池の所有者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
中播北部行政事務組合	神崎郡神河町福本1247-60	山名 宗悟

**公 告****地域森林計画の一部変更の案の縦覧**

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定により、加古川地域森林計画、揖保川地域森林計画及び円山川地域森林計画の一部を変更するので、次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見のある者は、縦覧期間が満了する日までに、兵庫県知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

令和7年11月4日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

## 1 一部変更する地域森林計画区の名称等及び縦覧場所

区分	名称及び区域	計画期間	縦覧場所
加古川地域森林計画の一部変更	<加古川森林計画区> 神戸市 明石市 西宮市 洲本市 芦屋市 加古川市 西脇市 宝塚市 三木市 高砂市 川西市 小野市 三田市 加西市 丹波篠山市 丹波市 南あわじ市 淡路市 加東市 猪名川町 多可町 稻美町	令和4年4月1日から 令和14年3月31日まで	兵庫県農林水産部林務課  神戸県民センター神戸農林振興事務所  阪神北県民局阪神農林振興事務所  東播磨県民局加古川農林水産振興事務所  北播磨県民局加東農林振興事務所  丹波県民局丹波農林振興事務所  淡路県民局洲本農林水産振興事務所
揖保川地域森林計画の一部変更	<揖保川森林計画区> 姫路市 相生市 たつの市 赤穂市 宍粟市 神河町 市川町 福崎町 太子町 上郡町 佐用町	令和6年4月1日から 令和16年3月31日まで	兵庫県農林水産部林務課  中播磨県民センター姫路農林水産振興事務所  西播磨県民局光都農林振興事務所
円山川地域森林計画の一部変更	<円山川森林計画区> 豊岡市 養父市 朝来市 香美町 新温泉町	令和7年4月1日から 令和17年3月31日まで	兵庫県農林水産部林務課  但馬県民局豊岡農林水産振興事務所  但馬県民局朝来農林振興事務所

## 2 縦覧期間

令和7年11月4日から同年12月3日まで



### 大規模小売店舗に対する市町の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。

については、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和7年11月4日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

#### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 （仮称） O T T O 南芦屋浜

所在地 芦屋市海洋町4番11号ほか

#### 2 法第8条第1項の規定により芦屋市から述べられた意見の概要

(1) 交通安全上、交差点付近の出入口①の右折入庫及び右折出庫を防止するための対策について、市道路管理者と協議を行い、必要な対策等を検討すること。

(2) 敷地周辺の路上駐輪を防止するための対策を検討すること。

(3) 下校時間帯（登校時間帯に車の往来が発生する場合は登下校時間帯）に交通誘導員を配置し、児童の安全確保の対策を行うこと。

(4) 事業系一般廃棄物は、市の一般廃棄物収集運搬許可業者と収集運搬契約を結ぶか、自分で芦屋市環境処理センターへ持ち込むこと。

また、産業廃棄物は産業廃棄物処理業者への処理依頼を行うこと。

(5) 複数のテナントからなる施設については、各テナントの事業活動に伴い排出された廃棄物は各テナント、共有スペースに設置するごみ箱へ出された廃棄物は施設の管理者が排出責任を担う場合が多いが、施設全体のごみ処理に対し、施設管理者が一括して収集の契約を行うことも可能であることを踏まえ、適切に処理すること。

(6) 芦屋市住みよいまちづくり条例において締結した協定書の内容のとおり建築事業及び宅地開発事業を施行すること。

(7) 景観地区内における建築物の計画の認定申請書のとおり施行すること。

#### 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

##### (1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課

##### (2) 縦覧期間

令和7年11月4日から1月間



### 大規模小売店舗に対する市町の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。

については、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和7年11月4日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

#### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 （仮称） ザグザグ加古川北在家店

所在地 加古川市加古川町北在家2699番ほか

#### 2 法第8条第1項の規定により加古川市から述べられた意見の概要

(1) 敷地境界での騒音規制基準を遵守し、周辺生活環境に十分に配慮すること。

なお、規制基準値について、対象地には第2種区域及び第3種区域が当てはめられており、また、学校の周囲50mの区域内であることにより規制基準値から5dBを減じる範囲が含まれるため、留意すること。

(2) 近隣住民から公害に関する苦情があれば迅速かつ誠意をもって対応すること。

#### 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

##### (1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課

##### (2) 縦覧期間

令和7年11月4日から1月間



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和7年11月4日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

高砂市荒井町小松原二丁目6番1、6番15

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

姫路市土山一丁目3番8号

神姫バス不動産株式会社 代表取締役 秋 久 正 人

- 3 許可年月日及び許可番号

令和7年4月7日

兵庫県指令東播（加土）（建）第1-1号（7高砂）



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和7年11月4日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

加古郡稻美町六分一字百丁歩1362番50、1362番51、1362番75

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

加古郡稻美町蛸草321番地

キング醸造株式会社 代表取締役 大 西 浩 介

- 3 許可年月日及び許可番号

令和7年3月3日

兵庫県指令東播（加土）（建）第1-31号（6稻美）



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和7年11月4日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

たつの市龍野町堂本字四反田373番1の一部、373番4の一部、375番1の一部、375番2の一部、375番3

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

たつの市龍野町富永421番地1

福 水 一 郎

- 3 許可年月日及び許可番号

令和7年9月9日

兵庫県指令中播（姫土）（建）第1-26-2号（6たつの）



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和7年11月4日

兵庫県知事 斎 藤 元 彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
赤穂市加里屋字西沖1491番1、1491番3、1492番1、1493番1、1494番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
赤穂市中広1492番地の1  
赤穂エレック株式会社 代表取締役 船 曳 廣 海
- 3 許可年月日及び許可番号  
令和7年9月5日  
兵庫県指令中播（姫土）（建）第1-20-3号（6赤穂）

### 病院局公告

#### 随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方について、次のとおり公示する。

令和7年11月4日

兵庫県病院事業 契約担当者

兵庫県立西宮病院長 野 口 真三郎

- 1 契約に係る物品等の名称及び数量  
兵庫県立西宮総合医療センター（仮称）電話関連機器 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課又は県立病院の名称及び所在地  
兵庫県立西宮病院 西宮市六湛寺町13—9
- 3 契約の相手方を決定した日  
令和7年10月10日
- 4 契約の相手方の名称及び住所  
株式会社ニチワ 神戸市中央区磯部通2—1—13
- 5 契約金額  
149,600,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 入札公告をした日  
令和7年7月15日
- 8 随意契約をした理由  
地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の13第1項第5号による。

## 教育委員会告示

## 兵庫県教育委員会告示第11号

博物館法（昭和26年法律第285号）第11条の規定により、次のとおり博物館を登録した。

令和7年11月4日

兵庫県教育委員会

教育長 藤原俊平

登 錄 年 月 日	令和7年10月14日
登 錄 番 号	第26号
設 置 者 の 名 称 及 び 住 所	姫路市 兵庫県姫路市安田4丁目1番地
名 称	姫路文学館
所 在 地	兵庫県姫路市山野井町84番地
備 考	種別 歴史博物館

## 附 則

平成20年兵庫県教育委員会告示第6号（博物館の登録）は、廃止する。

正

誤

## ○令和7年10月21日付け（兵庫県公報第662号）

（病院局公告 隨意契約の相手方等の公示）中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
11	下から9	宮野医療器株式会社 神戸市中央区 楠町5-4-8	日本船舶薬品株式会社 神戸市中央 区港島中町2-2-1